



板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月25日

板倉町長

板倉町条例第9号

板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(板倉町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 板倉町職員の給与に関する条例(昭和30年板倉町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年板倉町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の板倉町職員の給与に関する条例(第1号口において「改正後の給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び改正前の板倉町職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。)第20

条第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（改正前の給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

ロ 改正後の給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号ロにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定幹部職員 62.5分の10

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第2項（第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。